

令和6年度青森県職員（任期付職員）の募集案内

1 採用職種及び職務内容

採用職種	職務内容
建築	本庁又は県内の各地域県民局地域整備部において、建築確認、県有建築物の整備に関する設計・工事監理及びファシリティマネジメント等の業務に従事します。 なお、勤務場所は、本庁（青森市）又は東青（青森市）、中南（弘前市）、三八（八戸市）、西北（五所川原市）、上北（十和田市）、下北（むつ市）の地域県民局地域整備部のいずれかとなります。

2 採用予定人員

2名程度

3 任期

2年（採用した日から5年を超えない範囲で更新する場合があります。）

4 応募資格

次の(1)及び(2)の要件を満たす者

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

- ア 一級又は二級建築士の資格を有する者
- イ 建築基準適合判定資格者又は建築主事の資格を有する者
- ウ 1級建築施工管理技士の資格を有する者
- エ 認定ファシリティマネージャー（CFMJ）の資格を有する者

(2) 民間企業等において、上記資格に関する5年以上の実務経験を有する者

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「民間企業等」とは、民間企業のほか、国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関、各種団体、各種法人（財団法人、社団法人、NPO法人等）、雇用関係が成立する組織、個人を広く含むほか、業務に従事していたことを証明できる自営業等も含まれます。

※「実務経験」とは、正規、非正規の雇用形態にかかわらず、同一の民間企業等において、就業期間が週29時間以上で、1年以上継続して就業した期間が該当します。職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。個々の継続した職務経験が1年未満の場合は通算できません。連続して1か月を超えて勤務に従事しない期間（産前産後休暇を除く。）は、実務経験期間から除きます。

5 応募書類

(1) 受験申込書 1通

カラー写真（6ヶ月以内に撮影した、正面からの顔写真）を貼付してください。

(2) 4の(1)の資格を証明する証明書等の写し

(3) 実務経験経歴書 1部

民間企業等における4の(2)に関する実務経験を記載してください。

(4) 応募作文 1部

実務経験経歴書をもとに、あなたのこれまでの職務経験（業務内容、業務を通じて得た知識・技術、具体的な実績等）について具体的に述べてください。また、その経験を青森県における建築物の良質なストック形成にどのように活かすことができるのか併せて述べてください。（1,000字以内）

6 応募締切

令和6年1月5日（金）必着

7 応募方法

5の応募書類を郵送又は持参により、青森県県土整備部監理課総務グループあてに提出してください。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で送付してください。

8 選考方法

書類選考及び面接試験により選考します。

(1) 応募書類により選考した者について、面接試験を実施します。

(2) 面接試験の対象となった者については、別途通知します。

(3) 面接試験は、令和6年1月下旬に青森市で実施する予定です。

(4) 選考の結果は、令和6年2月上旬（予定）に応募者全員に通知します。

9 採用内定通知

令和6年3月中旬に合格者に通知します。

10 採用の時期

令和6年4月1日の予定です。

11 待遇

「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、学歴、職歴等を勘案し給与を決定します（4年生大学卒業後、民間企業での勤務経験が5年程度ある方で月額22万円程度、10年程度で25万円程度となります。）。このほか、支給条件に応じて、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

12 応募書類の提出先・お問い合わせ

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県 県土整備部 監理課 総務グループ

TEL 017-734-9635（直通）

017-722-1111（代表） 内線6648